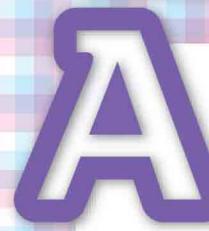


こんなとき
どうする?

著作権 Q&A



SNSに載ってた写真は
自由に使っていいの?



Instagram や Pinterest といった SNS では、多くの写真が投稿されています。投稿された写真の著作権は、撮影した人にあります。つい私たちは、投稿者と撮影者は同じで、投稿者が著作権者だと考えがちですが、撮影者の許可を得て別の人気が投稿している場合など、投稿者が写真の著作権者ではないこともあります。

SNS の利用者は、それらの写真を自由に見て楽しむことができますが、その写真を別のことを利用していれば、写真の著作権者の許可が必要です。

これは SNS だけでなく、ニュースサイトや個人のサイトに掲載された写真も同じです。



ネットの記事をコピペしてSNSに
アップしても問題ないの?



インターネット上のニュースサイトやブログには、毎日沢山の記事が掲載されます。自分の興味がある記事を SNS で紹介したいと思うこともあるでしょうが、記事の文章をコピーして SNS に貼り付けて投稿することは、してきふくせい私的複製には当たりません。なぜならば、その貼り付けた投稿を不特定または多数の人が見ることができるからです。

ニュースサイトの記事には、その記事を Twitter などの SNS に投稿するボタンが付けられていることがあります。これらの機能を利用して記事を紹介することは、記事を提供する側が認めている行為ですので、違法ではありません。

また、自分があとから参照するために、記事を自分だけしか見られないところに保存するクリッピングは、私的複製だと考えられます。





インターネットの動画と著作権

ちょさくけん

動画共有サイトで見られる作品は、すべて合法なの?

インターネットの動画共有サイトには、毎日沢山の映像がアップロードされています。アマチュアが作って無償で公開しているものもありますが、中にはミュージックビデオやテレビ番組の一部など、プロが作ったコンテンツもあります。

プロが作ったコンテンツは、著作権者自身が広告宣伝のためにアップロードしているものもあるでしょう。あるいはテレビ放送や市販のDVDなどから、誰かが無断でアップロードしたものかもしれません。私たち利用者には、それが合法的にアップロードされたものなのか、それとも違法にアップロードされたもののかを判断することができません。

ですから著作権法では、違法にアップロードされたものを見ても、それだけでは違法にはならないとしています。



インターネットには、無料で見られる動画が沢山あります。私たちはそれをいつでも気軽に楽しむことができます。そこにある動画は、著作物としてどのように考えればいいのでしょうか。

動画共有サイトの動画は、誰が管理してるの?

違法にアップロードされたものは、独自に監視して見つけ次第削除したり、著作権者からの申し出を受けてから削除したりと、事業者によって色々な対策がとられています。

一方で、違法にアップロードされたものでも削除せず、ユーザーが視聴したときに表示される広告でお金を稼ぎ、元々の著作権者へ支払うという仕組みがあります。さらに、アップロードされた作品を元にしたパロディや二次創作動画であっても、同じようにオリジナルの著作権者へ支払う仕組みもあります。

オリジナル



パロディ



見ても違法ではないが、ダウンロードは別

インターネットの動画共有サイトで見つかる動画は、適法にアップロードされたのか、それとも違法なのか、利用者には区別が付きません。ですから、それらのサイトから違法な動画をストリーミングで見るだけでは、違法にはなりません。また合法的にアップロードされている動画をダウンロードするのは、著作権法としては違法ではありません。ただし、サイトの利用規約で、すべてのダウンロードが禁止されていることがあります。

一方で、違法にアップロードされている動画を、違法であることを知りながらダウンロードした場合は、著作権法違反となります。



し てき ふく せい 本と私的複製の関係

紙の本とデジタルの本

私たちに馴染み深い本は、今や紙に印刷して販売されるだけでなく、電子書籍という形で、デジタルデータとしても販売されるようになりました。少し前までは、電子書籍のせいで紙の本が廃れてしまうとして、電子書籍に反対する出版社も多かったのですが、今では紙の本と電子書籍はどちらも売れるとして、両方を出す出版社が増えてきました。

学生が毎日使う教科書や教材も、電子書籍版を利用するようになるなど、紙と電子書籍のどちらも使うようになっています。



今や書籍は、紙に印刷されるだけでなく、電子書籍もあります。また紙の本から電子書籍を自分で作る方法も登場しました。このような行為はどうのように考えればいいのでしょうか。

それぞれのメリット

紙の本と電子書籍には、それぞれにメリットがあります。

紙の本のメリット



買う前に本を手にとって選ぶ楽しみがある。

しなぞろ 品揃えが電子書籍よりも多い。

あつ 本の厚みから、読み始める前に全体の分量がわかる。

かんしょく ページをめくる感触から、読み進めている感じがある。

たな なら 買った本を棚に並べると、より満足感がある。



電子書籍のメリット



書店に行かなくても、スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでも購入できる。

紙の本よりも、少し安く買えることがある。

ていがく 定額読み放題サービスなど、色々な売り方がされている。

たくさん 沢山の本を持ち歩いても、重くならない。



さが ごく 探したい語句を、本の中から検索することができる。

ただしすべての本が、電子書籍になっているわけではありません。そこで、自分で買った紙の本から電子書籍を作るということも、行われるようになりました。

デジタル時代に 見直される「図書館」

これまで図書館といえば、沢山の本の中から自分が読みたい本を選んで館内で読むか、何冊か借りて家で読むといった利用が中心でした。こうした図書館の利用方法も、デジタル時代に合わせて変わりつつあります。

皆さんにとって一番身近な図書館は、学校の図書館でしょう。また市町村が運営する公共図書館に行ったことがある方も多いことでしょう。その他、国が運営する国立国会図書館や、大学が運営する大学図書館などもあります。

このうち国立国会図書館だけは、特別な機能を持っています。ここでは、日本国内で出版されたすべての出版物を収集・保存しています。従って、すでに販売が終了した書籍（絶版といいます）など、ここでしか見られない貴重な出版物がたくさんあります。



これまで国立国会図書館では、利用者が本を探したり、貴重な資料を破損せずに利用できるよう、本の中身をスキャンしてデジタル化してきました。そして利用者は、絶版などの理由で入手困難な場合に限り、デジタル化された資料をインターネットなどを通じて、公共図書館や大学図書館に送付してもらい、そこで資料を見ることができました。

ところが 2020 年頃から始まった新型コロナウイルスの感染症対策等のために、図書館が休館していたり、自分が病気にかかりたりすると、資料を見に行くことが難しくなります。

そこで著作権法が改正され、国立国会図書館から利用者に直接、絶版などによって入手困難になった資料のデータをインターネットを通じて送信できるようになりました。実際には、利用者が国立国会図書館の利用者登録を行い、ログインしたのち、ウェ

ブサイト上で資料を閲覧するという流れになります。国立国会図書館は、日本の国会議員だけでなく、日本国民なら誰でも利用することができます。

個人向けの利用者登録には、実際に国立国会図書館内に入って図書が利用できる「個人の登録利用者」と、インターネット上で取り寄せや閲覧などができる「インターネット限定登録利用者」の 2 種類があります。インターネット限定登録利用者は、国立国会図書館オンラインの WEB サイトからメールアドレスだけで全国どこからでも申し込むことができますが、満 18 歳以上の人に限られます。

閲覧する資料は、自分で利用するために必要であれば、プリントアウトすることもできます。また非営利、無料等の要件を満たせば、ディスプレイに映して多くの人に見せるといったこともできます。

また資料を紙にコピーするなどの複製は、これまで図書館内で行うことができましたが、実際に図書館に足を運ぶ必要があり、簡単ではありませんでした。

これも著作権法が改正され、図書館等の設置者が一定の補償金を支払えば、絶版になっていない資料についても、利用者が調査研究を目的として利用するために、メールなどで送信してもらうことができるようになりました。これは国立国会図書館に限らず、公共図書館や大学図書館なども含まれますが、小中高校内の図書館は含まれません。

これらの改正は、令和 3 年（2021 年）6 月に公布されました。入手困難な資料のインターネット送信に関してはそこから 1 年以内に、メールなどの送信に関してはそこから 2 年以内にできるようになる予定です。

